

仕 様 書

1 件名

印刷物の配達業務

2 業務内容

長野県県民文化会館（以下「委託者」）が差し出す、信書に該当しない荷物を受注者（以下「受託者」）が集荷し、委託者の指定する場所へ配達する業務

3 業務期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

4 配達業務条件等

（1）差し出す荷物の種類

ア 冊子とした印刷物・その他の印刷物（電磁的記録媒体を含む）で、信書に該当しないもの。

イ 種類別の大きさ及び重量

種 類	大きさ及び重量
定 形	長辺 23.5cm 以下、短辺 12cm 以下、厚さ 1cm 以下及び重量 50g 以下
定形外	長辺 34cm 以下、短辺 25cm 以下、厚さ 3cm 以下及び重量 1kg 以下

（2）配達方法

日本全国に自社便等により次のとおり配達を行うこと。

荷物は、その外装に表示された住所又は居所の郵便受箱等に外装に表示された氏名又は名称を確認の上配達を行うこと。

なお、郵便受箱等に入らない場合は、荷物の外装に表示された住所又は居所へ直接配達すること。

（3）配達期限等

委託者が荷物の差し出した日の翌日から起算して6日目までに配達を行うこと。（ただし、北海道及び一部離島を除く）

（4）転送処理

受託者は、その外装に表示された住所又は居所及び外装に表示された荷受人の氏名又は名称を感知することができない場合、又は荷受人の住所不明や転居の場合には、可能な限り調査を行い、判明した場合には、無償にて転送するものとする。

ただし、荷物の外装に「転送不要」の文字等により、転送を要しない旨の表示がある場合は、この限りでない。

(5) (2)、(4)によっても荷物を配達できないときは、委託者から指示を受けることなく、委託者に当該荷物を返送すること。

また、返送理由を甲へ通知すること。

(6) 誤配処理

誤配の連絡を受けた場合は、速やかにその荷物を引き取った上、委託者に遅滞なく連絡し指示を仰ぐものとする。

(7) 指図

委託者は、受託者に対し荷物の運送の中止、返送、転送その他の処分につき、指図できるものとする。

(8) 事故の際の措置

受託者は、荷物の滅失又は毀損を発見したときは、遅滞なく委託者に通知すること。

5 差出方法等

(1) 差出方法

委託者は、帯封又は封筒等で荷づくりし、荷物の外装に委託者及び荷受人の住所又は居所、氏名又は名称等を記載すること。

発送の荷物については、同一形状、同一重量ごとに分けたうえ、お届け先の郵便番号5桁ごとに分け、白色の紙札にその郵便番号を記載し、荷物とともに把握した状態とする。

(2) 差出場所

長野市若里一丁目1番3号 長野県県民文化会館 管理事務室

(3) 差出日時

委託者が必要に応じ、指定する日時（土・日曜日、祝日を含む）

6 規格及び単価

区 分	重 量	単 価
定 形	～50g	〇〇円
定形外	～50g	〇〇円
	～150g	〇〇円
	～250g	〇〇円
	～500g	〇〇円
	～1kg	〇〇円

※ 単価に消費税及び地方消費税を含む。

7 その他

受託者は、発送に必要な用紙類（発送管理用バーコードシール、送付状等）がある場合には、それを提供すること。